

戸田市納税通知書用封筒広告掲載取扱基準

平成22年7月21日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、戸田市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成15年12月18日市長決裁。以下「要綱」という。）第15条第1項に基づき、要綱第2条第3号のその他市長が広告掲載を認めるものとして固定資産税、軽自動車税及び市民税・県民税の納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）を広告媒体として活用し、封筒に有料広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 要綱第3条第5号のその他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 個人の氏名、意見等の広告
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）により登録を受けた貸金業者
- (3) たばこ及び酒類の販売を促進する広告
- (4) 商品先物取引に関する広告及び事業者
- (5) 賭博に関連する広告及び事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設及び事業者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 土地・建物等の不動産に係る収益事業を営む事業者
- (10) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車及び自動車に係る事業を行う事業者
- (11) 税金の滞納事業者
- (12) 法令等の違反事業者
- (13) その他封筒に掲載される広告として適当でないと市長が認めるもの
(広告の掲載位置等)

第3条 要綱第5条の広告の掲載位置及び掲載枠は、次のとおりとする。

- (1) 封筒の表面の縦4センチメートル、横8センチメートルの1枠
- (2) 封筒の裏面の7センチメートル四方の2枠

2 封筒の表面に掲載する広告は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市税の納付手段についてのみ周知するものであること。
 - (2) 広告主に関する情報は、広告主の氏名又は名称及び住所又は所在地のみとし、広告枠の最下部に表示すること。
 - (3) 前号の規定による表示は、市長が別に定める大きさに掲載すること。
- 3 封筒の裏面に掲載する広告は、広告主の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに広告掲載の趣旨を周知するための文章を表示しなければならない。
- 4 広告の色は、戸田市が指定した色で単色とする。
- 5 広告の上部には、縦4ミリメートル、横10ミリメートル以上の大きさに広告と表示しなければならない。
- (広告の掲載に伴う措置)

第4条 市長は、この基準により広告を掲載した封筒（以下「広告掲載封筒」という。）に次の文章を表示することとする。

この封筒の広告は1枠8万円で掲載しているもので、広告収入は封筒制作費の一部に充てられます。なお、広告内容に関するご質問等は、広告主に直接お問い合わせください。

(広告掲載封筒作製枚数及び使用期間)

第5条 広告掲載封筒の使用期間は、次のとおりとする。

- (1) 作製枚数 広告掲載申請年度該当税目の納税通知書の作製枚数を上回る枚数で、市長が必要と認めた枚数
- (2) 使用期間 原則1年度とする。ただし、作製された広告掲載封筒を年度内に使い切った場合又は年度終了後においても広告掲載封筒が残っている場合においては、この限りではない。

(広告掲載料)

第6条 要綱第6条の広告掲載料は、1年度作製分について、広告枠1枠当たり8万円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望するものは、戸田市納税通知書用封筒広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することとする。

- (1) 広告の原稿
- (2) 事業者については、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種については、それを証する書類の写し

(4) 法人市民税納税証明書（戸田市以外から課税をされている企業に限る。）

(5) 法人税（個人については所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書（各税目の支払義務者に限る。）

（広告掲載の決定）

第8条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、要綱第9条第1項及び第2項の規定により当該広告の掲載の可否を決定し、その結果を戸田市納税通知書用封筒広告（掲載・非掲載）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、前条の規定により広告掲載の決定を受けた業者が第2条又は要綱第3条に抵触した場合においては、要綱第13条の規定により広告掲載を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第10条 要綱第13条の規定により行われた広告掲載の取り消しには、広告掲載料の還付は伴わない。

2 要綱第14条の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（権利譲渡の禁止）

第11条 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

（その他）

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年7月21日から施行し、平成23年度分の封筒に掲載する広告から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成29年11月13日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の戸田市納税通知書用封筒広告掲載取扱基準の規定は、平成30年度以後に使用する封筒に掲載する広告から適用し、平成29年度以前に使用する封筒に掲載する広告については、なお従前の例による。